

習志野市立図書館 視覚障がい者用資料の貸出し等の取扱い基準

(平成23年12月16日館長決定)

(目的)

第1条 習志野市立図書館運営規則(以下「規則」という。)第13条の2に定める視覚障がい者用資料の貸出し等の取扱いについて必要な事項を定める。

(資料を利用できる者)

第2条 視覚障がい者用資料を利用することができる者は、規則第9条1項に規定する者で、視覚障がい者その他視覚による表現の認識に障がいがある者(以下「視覚障がい者等」という。)とする。

(登録)

第3条 視覚障がい者用資料を利用しようとする者は、規則第9条2項に規定する図書館カード交付申込書を館長に提出し、図書館カードの交付を受けなければならない。

2 前項の図書館カードの交付を受けようとする者は、別紙のいずれかに該当することの確認を受けなければならない。

3 前二項の手続きは、代理人によって行うことができる。

(郵送貸出し等)

第4条 視覚障がい者用資料の貸出しは規則第13条の2の第2項に定める郵送による貸出しの他、配送により行うことができる。

2 視覚障がい者用資料の郵送又は配送による貸出しを受けられる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市に住所を有し、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚障がいの認定を受けている者。
- (2) その他、大久保図書館長が特に必要と認めた者。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、大久保図書館長が別に定める。

附則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。